

# 用語解説〈世田谷区地域行政推進計画 p32～ 用語解説より抜粋〉

## 【あ 行】

---

### ICT

Information and Communications Technologyの略。情報や通信に関する技術。

---

### あんしんすこやかセンター

世田谷区における地域包括支援センターの名称。高齢者に関するさまざまな相談を受ける「総合相談・支援」、介護予防事業を推進する「介護予防ケアマネジメント」、ケアマネージャーや医療機関等と連携し、支援する「包括的・継続的ケアマネジメント」、高齢者虐待や消費者被害の防止、成年後見制度の利用支援をおこなう「権利擁護」の4つの機能を持つ。

---

### SNS

Social Networking Service の略語。人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供する、会員制のオンラインサービス。

---

### FAQ

Frequently Asked Questions の略語。よくある質問。

---

## 【か 行】

---

### 基本計画

区民生活のニーズと世田谷区の抱える課題に対して、区民とともに実現を目指す将来目標を設定し、区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画。現在の基本計画は平成26年度から令和5年度までの計画であり、次期基本計画は令和6年度を初年度とする新たな基本計画であり、現在、検討を進めている。

---

### ごみ減量・リサイクル推進委員会

循環型社会の実現を目指し、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進及びごみの適正排出等を地域住民の自主的活動により推進するため、各まちづくりセンター単位で組織されている委員会。委員は地区住民から選出され、古着・古布回収やフードドライブ、啓発活動など地区の状況に応じた活動をおこなっている。

---

## 【さ 行】

---

### 在宅避難

震災時に自宅が安全である場合において、指定避難所に行かずに、自宅で避難生活を送ること。

---

### 社会資源

建物、施設、公的サービス、地域住民（団体、事業者、NPO等）の主体的な活動やネットワーク等のこと。

---

## 社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、地域福祉活動推進のためのさまざまな活動をおこなっている非営利の民間組織のこと。

---

## 職員ポータルサイト

職員向けのさまざまな情報や、システムにアクセスするための「入口」を集約した庁内ネットワークの場所のこと。

---

## 世田谷区地域保健医療福祉総合計画

高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画。

## 【た 行】

---

### タウンミーティング

行政に対する住民の意見・提案を聴取することを目的として、地域の課題などをテーマに開催する住民と直接対話する集会のこと。

---

### 地域子育て支援コーディネーター

「おでかけひろば」の中など、区内6か所に配置されており、研修を受けたスタッフが相談者に寄り添いながら、生活に密着した地域の民間情報や公的な支援情報などを提供している。

---

### 地域包括ケアの地区展開

地域包括ケアは高齢者が要介護状態となっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が、日常生活の場で一体に提供されるしくみ。区は高齢者を対象とした国の地域包括ケアシステムの考え方に加え地域で福祉的支援を必要とするあらゆる人が、気軽に相談をし、多様なニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供されるしくみづくりをめざす。また、区では、地域包括ケアの地区展開の取組みとして、「参加と協働による地域づくり」と「福祉の相談窓口」を、平成28年7月から区内全地区で実施している。

---

### 地区アセスメント

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会の三者が連携し、地区の現状や課題、社会資源等をまとめ、課題解決に向けた検討材料とするために地区ごとに作成するもの。

---

### 地区情報連絡会

まちづくりセンターがコーディネート役となり、普段あまり顔をあわせてこなかった活動団体等が、より幅広く情報や課題を共有することで、地域活動の活性化に結び付け、また、これまで地域活動に関わってこなかった人が参加する等、顔と顔をつなぎ、地区の力を向上させることを目的とした会議体。

---

## 地区防災計画

災害対策基本法に基づき、平成26年4月から地域コミュニティの防災活動に関して創設された制度。区市町村の一定の地区内の居住者等が共同しておこなう防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援などの防災活動に関する計画としている。

---

## 地区まちづくり支援職員制度

区の職員（課長級職員及び希望する職員）が、区民による自主的なまちづくり活動に参画し、支援することにより、まちづくりセンターを拠点とする地区まちづくり機能の充実を図り、区民と区の協働によるまちづくりを推進することを目的とした制度。該当の職員は各地区のまちづくりセンターに配置され、年に数回程度、地区のまちづくり活動に従事する。なお、この制度とは別に、採用3～5年目の職員による地区まちづくり担当職員制度がある。

---

## DX

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。世田谷区地域行政推進条例では、「デジタル技術の活用による業務の変革」と表現し、その推進を基本方針の1つとして掲げている。

---

## 電子申請

自宅や職場などの身近な場所からインターネットを通じて行政手続きができるサービス。

---

## デジタルサイネージ

デジタル技術を活用して平面ディスプレイなどに映像や文字を表示する情報 媒体。電子掲示板。

---

## 【は 行】

---

### 避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

---

### 避難所運営訓練

指定避難所（区立小・中学校等区内94か所）における、避難所運営マニュアルに基づいて避難所を開設・運営するための訓練。

---

### 避難所運営組織

町会・自治会、商店街、PTA、NPOなどの地域で活動する団体等によって指定避難所ごとに組織されており、平常時から避難所運営に関する訓練やマニュアルの作成・更新を実施するなど、避難所運営に関する検討をおこなっている。

---

### 避難所運営マニュアル

避難所の開設、運営・管理の基本的な手順、注意事項等が記載されたマニュアル。指定避難所となる学校ごとに、各避難所運営組織がその実情にあわせて作成・更新している。

---

## 福祉の相談窓口

区内28地区のまちづくりセンターに、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)と社会福祉協議会が入り、「福祉の相談窓口」を設置している。三者が連携して、さまざまな相談を受け付けている。

---

## プッシュ型の周知

LINE(ライン)などのSNSを利用し、利用者のスマートフォン等に情報を発信すること。利用者の状況に関わらず必要な情報を伝達することができる。

---

## 防災塾

「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンとして、平成26年度より各地区において、災害時に想定される課題の発見とその対応策を検討し、地区防災計画案の作成をおこない、その後の検証・取組みを実施している。

## 【ま 行】

---

### 身近なまちづくり推進協議会

区と協力しながら、まちづくりに関する身近な問題を解決していく、まちづくりセンター単位で組織されている協議会。委員は地区住民から選出され、健康体操教室や放置自転車防止啓発活動など、地区の状況に応じた活動をおこなっている。

## 【や 行】

---

### 四者連携会議

まちづくりセンターが主催し、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者の運営、地区活動などに関する情報の共有、社会資源の把握や課題の抽出など、各地区の実情に応じた状況や課題の把握と解決に向けての共有などをおこなう会議。

## 【わ 行】

---

### ワークショップ

特定のテーマについて、さまざまな立場の人が集まり、自由に意見を出し合い、互いの意見を尊重しながら、意見や提案をまとめていく場。